



令和3年9月28日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位



**令和3年10月1日(金曜日)から
豊川市電子図書館の利用登録手続きが
市内在住以外の方も、より簡単に！**

豊川市電子図書館では、令和3年5月1日から、市内在住の方については来館しての利用登録手続きなしで利用可能としましたが、豊川市内に在学・在勤の方については、豊川市図書館の利用登録手続きとは別に、豊川市電子図書館の利用登録が必要でした。

しかし、令和3年10月1日から、利用登録手続きを一本化し、有効期限内の豊川市図書館の利用カードをお持ちの方については、住所地の区別なく、どなたでも、下記のとおり、別途来館しての利用登録手続きなしに、豊川市電子図書館の利用を可能とします。

記

1 変更日時

令和3年10月1日（金曜日）午前0時

2 対象者

有効期限内の豊川市図書館の利用カードをお持ちの方

3 利用方法

中央図書館のホームページでパスワードを発行（既にマイページ用のパスワードを発行済みの方は、そのパスワードを使用）し、利用カード裏面バーコード下に記載の番号をIDとして、豊川市電子図書館にログインできます。

ログイン後の利用方法は、豊川市電子図書館ホームページ画面右上の「ご利用ガイド」をご覧ください。

4 その他

- ・新規の利用カード発行時に、ホームページからのパスワード発行のみで電子図書館の利用が可能な状態となります。
- ・利用カードの有効期限は、発行又は更新から3年間です。
- ・3年に一度、利用カードの更新手続きが必要です。

【お問合せ先】豊川市教育委員会 中央図書館 中山、渡辺
TEL:0533-85-5536 Eメール：toshokan@city.toyokawa.lg.jp